



南衛管告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

南薩地区衛生管理組合
管理者 本坊 輝雄



記

委託した歳入の徴収 又は収納の事務	事務の委託を受けた者	委託する期間
枕崎共同斎場の使用料の徴収	鹿児島市中央町9番地1 株式会社日本管財環境サービス 鹿児島営業所 所長 八村 俊成	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
南さつま火葬場白亀苑の使用料の徴収	南さつま市加世田本町24番地7 株式会社シティビルマネジメント 加世田支店 支店長 井料 佑輔	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで